有効期間満了日令和8年3月31日まで熊交規第791号令和2年12月17日

公共の利益を目的とする活動等に対する道路使用許可申請の合理化の促進について(诵達)

道路交通法第78条第1項に基づいて個人又は団体からなされる道路使用許可申請 については、これまでも交通の妨害の程度と公益性又は社会習慣上の必要性等を比較 衡量した上で、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対応をしているところである。

このうち、公共の利益を目的とする活動等に対する申請への対応については、今後、 下記のとおりとすることとしたので、引き続き、道路使用許可業務が円滑に行われる よう配意されたい。

記

- 1 公共の利益を目的とする活動等についての今後の対応
- (1) 対象者

「熊本県手数料条例に規定する手数料の徴収免除について」(平成12年3月31日付け熊交規第784号。)及び「道路使用許可に係る申請手数料を免除する規定の運用について」(平成29年12月25日付け熊交規689号。)に規定する申請手数料が免除される者又は団体。

(2) 対象行為

前記対象者が、公共の利益を目的として行う、道路交通法第77条第1項第4号、熊本県道路交通規則第22条9号に規定する、<u>拡声器を用いた車両広報活動</u>のうち、過去に許可を受けた申請であって、定期、継続的に行うもの。

(3) 許可期間

管内の交通状況等を勘案し、許可期間を1年以内とすること。

(4) 対応開始日

令和3年1月1日

2 基本的考え方と対応の理由

道路使用許可は、道路を本来の目的以外の用途で使用する行為について、一定の要件を備えている場合に警察署長等が許可を与えることにより、道路における秩序の確保と道路の使用に係る様々なニーズに適切に対応するものである。

このうち、前記1(1)に記載の対象者、及び前記1(2)に記載の対象行為(以下「免除対象者による車両広報活動」という。)については、これまで、他の許可申請と同様の取扱いをしつつ、公益性及び必要性が高い行為であることから申請手数料を免除する措置を執っているものと承知している。

これらの免除対象者による車両広報活動については、申請者の属性や使用目的及びこれまでの実績等を考慮すれば、今後も無秩序に行われるおそれはなく、ある一定程度の秩序が保たれた状況での道路使用となると認められること、さらに、許可期間を延長することで、申請者の利便性を向上させつつ、当該申請を受理する警察職員の業務負担を軽減する等の理由から、管内の交通状況等を勘案した上で、警察

署長等の判断により、許可期間を1年以内で適切に判断して許可することを可能と した。

3 留意事項

(1) 対象者、対象行為の選定

今回の措置は免除対象者による車両広報活動について、その許可期間の延長を可能とする趣旨であるが、対象となる申請者やその道路使用行為については、これまでの取扱いに変更を求めるものではないので注意すること。

(2) 申請者等への法令遵守の意識付け

今回の措置に伴って、仮に許可期間が1年となった場合、申請者等が、運転免 許証や自動車検査証の有効期限の確認を怠るなど、基本的な法令遵守の意識が低 下するおそれもある。

よって、許可証の交付時には口頭で確実に指導するとともに、「指導事項」と して書面で交付するなどの方法により、法令遵守や交通事故防止の意識付けを確 実に行うこと。

(3) 添付書類の再点検

許可申請に係る添付書類について、不必要な書類を求めていないか、安易な前例踏襲となっていないかを再点検し、申請者に対し、法令に根拠のない書類を求めている場合や、必要性の低い書類等を慣例として漫然と求めている場合は、これを機会に、是正措置を図ること。

(4) 職員に対する教養の徹底

申請を考えている者等からの問い合わせに対し、誤教示を行うことがないよう本通達の内容を窓口担当者のみならず、全職員に浸透させること。

(5) 更なる申請者の利便性の向上に向けた取組み

今回の措置は、申請者の利便性の向上と警察職員の業務の合理化、ひいては将来導入が予定されている、いわゆる「オンライン申請」に向けた取組みの一環として行うものである。

よって、許認可業務に関し、将来のオンライン申請の実施の観点から、再度見直しを行い、見直すべき業務があれば、適宜、報告(扱い:交通規制課管理第一係)すること。